

第 5333 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 10月 21日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続時精算課税制度を使うとメリットがある人

Q：相続時精算課税制度は、相続税対策にはならないそうですが、では、どういう人が使うといいのですか？

A：次の人はメリットがあるでしょう。

【解説】

「相続時精算課税制度」とは、60歳以上の親から20歳以上の子への贈与に認められた贈与の特例で、2,500万円までの贈与は非課税、それを超える部分の金額に対しては、一律20%の税率で贈与税がかかり、その贈与した財産の価額は、相続時に相続財産としてこれを持ち戻し(加算)して相続税を計算し、その際に納めた贈与税額があるときはこれを相続税額から控除して課税をするというものです。

したがって、基本的に、相続税がかからない人や相続税の実効税率が20%以内の人は、この制度を活用するとメリットがありますし、また、相続税の実効税率が20%を超える人であっても、次のような効果もありますのでこれらを考慮して検討するといいいでしょう。

- ・特定の財産を、生前に承継できる。
- ・このことによって、遺産分割をめぐるトラブルを解消できる。
- ・事業承継者には、自社株など経営に必要なものを渡しておくことができる。
- ・あらかじめ各相続人への財産の配分を決めておける。
- ・贈与であるから、確実に当人に財産の移転ができる。
- ・とりあえずは、20%の贈与税で移転ができる。

